



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40
大樹生命福岡祇園ビル3階
TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

最大100万円、持続化給付金の給付申請が始まりました！

4月7日に緊急事態宣言が出され、約1カ月が経過しようとしています。皆さまも外出自粛などの感染予防を続けている状態だと思いますが、まだまだコロナウイルスの終息は見えない状況です。そのような中、事業に影響が出て来ている方も少なくないのが現状です。前回の当だよりも、コロナウイルスの影響を受けての納税猶予や融資制度についてご紹介しましたが、今回は持続化給付金制度についてまとめました。

持続化給付金とは、新型コロナウイルス感染症により事業に大きな影響を受けた事業者に対し、事業継続などの支援を目的とした給付金になります。(法人向け、個人事業主向け、と2種類ありますが、今回は個人事業主向けの持続化給付金についてまとめております。)以下に経済産業省から発表された内容を掲載します。

給付の対象となる事業者

2019年以前より事業を行っている事業者の中で、今後も事業継続の意思があり、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年の同月より50%以上減少している者

※ただし、2019年中の創業または、売上が一定期間に集中している方には特例があります。

給付額

前年の総売上一(前年同月比▲50%の月の売上×12か月)で計算される減少額を給付、ただし上限100万円

※前年同月比50%以下となる月であれば、2020年1月～12月までの間で事業者が任意で選択してOK
給付額の算定は10万円単位で行い、10万円未満は切り捨てとする

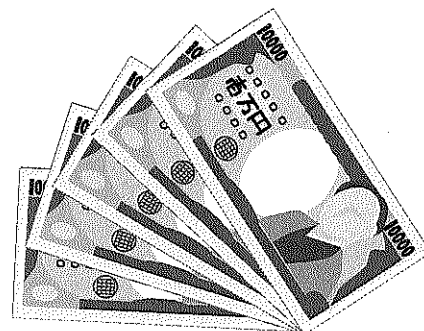
申請給付の方法・時期

インターネットを利用しての申請となります。 <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

申請期間:令和2年5月1日～令和3年1月15日まで

申請に必要なもの

- ・2019年の確定申告書類(控)
控えとして提出する場合には、確定申告書に税務署の收受印(電子申告の場合はメール詳細)が必要となるためご希望の方は当会までご依頼ください。
- ・売上が減少した月の収入がわかる帳簿等
- ・本人確認書類や、給付金振込に使用する口座情報等



相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口 TEL:0570-783-183 (受付時間:平日・休日 9:00～19:00)

以上が今回の持続化給付金の大きな内容になります。

給付を受けることが可能かどうかの大きなポイントは、前年の同月と比較して売上が50%以上減少しているのか、という点になります。自分の前年の同月売上の確認方法としては、帳簿・レジ・請求書・領収書等で確認することも可能ですが、確定申告に添付している青色申告決算書の二面でも確認することができます(会員の皆さまには申告の際にお渡ししている書類です)。裏面に、前年の決算書を利用して給付額を確認できる参考例を記載しておりますので、ご覧ください。

パソコンはもちろんスマートフォンからも申請が可能です。メールアドレスを登録後、送信されてくるメールより申請画面にアクセス、必要書類はスキャンや写真で添付する形で申請し、2週間程度で指定の口座へ入金されるそうです。

この他にも、自治体ごとに独自の事業主向けの給付金・支援金などを行っているところも増えてきているようです。気になる方は市町村ホームページなどでご確認をお願いいたします。

<持続化給付金 給付額の参考例>

右図のように、決算書の二面左上より月別売上金額を確認できます。
 前年の4月の売上が80万円、年間の総売上が960万円の事業者が、今年の4月は
 コロナウイルスの影響で30万円まで売上が減少したケースで計算してみましょう。
 上記給付額の計算式に当てはめると、減少額は

960万円 - (4月の売上30万円×12か月) = 600万円

前年より、600万円売上が減少しているの上限の100万円が給付という計算
 になります。

給付の申請をするには、今年の減少した月の売上を確認する帳簿が必要となっ
 ておりますので、まずは会計ソフトへ記帳して申請の準備を進めてください。ブルー
 リターンAからの売上帳の出力の仕方は当会HPに掲載しております。

※画像は事業用の青色決算書となり、発生主義で記帳されている方を参考と
 しております。

○月別売上(収入)金額及び仕入金額

月	売上(収入)金額	仕
1	750,000	
2	550,000	
3	650,000	
4	800,000	
5	850,000	
6	750,000	
雑収入	0	
計	9,600,000	

提出用
 (令和元年分以降用)

フリーランス支援 小学校休業等対応支援金の対象期間延長

コロナウイルスにより、小学校等も臨時休校となっており、子どもの世話のために仕事を休むことになった場合に受けられる「小学校休業等対応支援金」という制度があります。発表時は3月31日までが対象でしたが、緊急事態宣言を受け、対象となる期間に延長が出ておりますので、内容とあわせてご確認ください。

【対象者】

下記①又は②の子どもの世話を行うことが必要となった保護者であって、個人でおこなう業務委託遂行等に対し報酬が支払われ、発注者から一定の指定を受けているなどの要件を満たす場合

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、臨時休業等した小学校等(※)に通う子ども
 ※小学校、義務教育学校(小学校課程のみ)、特別支援学校(高校まで)、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等
- ②新型コロナウイルスに感染した等の子どもであって、小学校等を休むことが必要な子ども

【支援内容】

令和2年2月27日～6月30日までの間で、就業できなかつた日について、1日当たり4,100円(定額)
 ※春休み等、学校が開校する予定のなかつた日等は除く。

こちらは、基本的にはフリーランスや雇用的自営者として働いている方が対象となる制度なのですが、個人事業主のもとで働く専従者の場合でも、個人事業主との間で契約に基づき、仕事内容や働き方が定められているなどの要件を満たしている場合には支援の対象となります。

制度名が似ている「小学校休業等対応助成金」という別の制度があり、こちらは子どもの世話のために仕事を休むことになった従業員に対し、有給休暇を取得させた事業主に対する助成金の制度になります。要件や詳細は厚生労働省ホームページでご確認ください。また、専従者が従業員と等しく雇用保険に加入している場合は、「支援金」ではなく「助成金」の対象となります。

行事予定日	行事内容
5月1日(金)	クールビズ開始(10月末終了予定)
5月11日(月)・21日(木)	税務相談日
5月15日(金)	所得税及び復興特別所得税 納税口座振替日
5月19日(火)	消費税及び地方消費税 納税口座振替日
5月25日(月)	全青色共済・傷害特約 保険料口座振替日
5月28日(木)	全青色傷害・疾病入院補償 保険料口座振替日
6月1日(月)	所得税 延納税額の納付日(延納の届出提出者のみ)
6月1日(月)	自動車税 納付期限

ふくおかNEWS

(一社)福岡中央青色申告会
 メール: info@aioiro-f.com HP: http://aioiro-f.com/
 Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
 当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

今月号もコロナウイルス特集となりました。
 一刻も早く終息するよう、可能な限り外出自粛や手洗いうがい等の感染予防を行っていきましょう。